

下関市立大学教員昇任選考規程

令和 2 年 7 月 31 日

規 程 第 6 4 号

改正 令和 3 年 6 月 1 日規程第 50 号

(目的)

第 1 条 この規程は、下関市立大学（以下「本学」という。）に勤務する教員の昇任の
手続に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において教員とは、本学に常時勤務する教授、准教授、講師及び助
教のうち、公立大学法人下関市立大学職員就業規則（平成 1 9 年規則第 3 号）が適
用される者をいう。

(選考の基本方針)

第 3 条 教員の昇任（以下「昇任」という。）のための選考は、教授能力、教育及び研
究の業績、社会貢献及び産官学協力・共同に関する業績等を総合的に判断して行う
ものとする。

(選考の基準)

第 4 条 昇任の選考基準は、下関市立大学教員採用選考規程(令和 2 年規程第 4 5 号)
第 4 条から第 6 条までの規定に準ずるものとする。

(昇任の発議及び手続開始)

第 5 条 教育研究を担当する副学長及び学部長その他組織の長（以下「副学長等」と
いう。）は、昇任の必要がある場合は、別に定める教員昇任人事申出書（以下「人事
申出書」という。）により学長に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出にあたり、教員本人が昇任を希望する場合は、副学長等に
願い出ることができる。

3 学長は、前 2 項の規定にかかわらず、昇任について必要と認める場合は、副学長
等に人事申出書の作成を求めることができる。

4 学長は、第 1 項及び第 3 項の人事申出書を受け、昇任が必要と判断した場合には、
昇任の手続開始の可否を決定する。

(昇任候補者の審査)

第 6 条 学長は、前条第 4 項の規定により昇任の手続開始を決定した場合は、教員人
事評価委員会に対象者の審査を付託する。

2 学長は、前項の規定により審査を付託した場合は、理事会に報告しなければならない。
ない。

3 教員人事評価委員会は、前項の付託を受けた場合は、第 4 条に規定する基準及び
別に定める教員採用業績評価基準又は実務家教員採用業績評価基準に基づき、対象

者の業績及び昇任の可否について審査する。この場合において、教員人事評価委員会は、必要に応じて資格審査委員会を設置し、審査させることができる。

4 資格審査委員会は、前項後段の審査の結果を教員人事評価委員会に報告しなければならない。

5 教員人事評価委員会は、審査の結果を学長に報告するものとする。

6 学長は、教員人事評価委員会の報告に基づき、昇任候補者を決定する。

(昇任の決定)

第7条 学長は、前条の規定により昇任候補者を決定した場合は、理事会に当該昇任候補者の昇任について承認を求める。

2 学長は、理事会に承認されたときは、理事長に当該昇任を申し出る。

3 理事長は、前項の規定による学長からの申出がなされたときは、当該昇任を行うものとする。

(雑則)

第8条 学長は、教員の昇任に関し、全学的な観点及び総合的な判断により必要があると認めた場合は、この規程によらない取り扱いをすることができる。

附 則

この規程は、令和2年7月31日から施行する。

附 則 (令和3年6月1日規程第50号)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。